

一般社団法人日本母子健康運動協会会員の皆様へ

## 日本母子健康運動協会保険 (施設賠償責任保険)のご案内

### 施設賠償責任保険の概要

施設の内外で行われるインストラクター業務の遂行に起因し、保険期間中に日本国内で発生した事故(他人の身体・生命を害したり、財物を損壊した事故)について、被保険者(本保険にご加入の会員の皆様)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

#### 保険契約者

一般社団法人日本母子健康運動協会

この保険は、一般社団法人日本母子健康運動協会をご契約者とし、一般社団法人日本母子健康運動協会の会員様を被保険者とする施設賠償責任保険契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は、ご契約者である一般社団法人日本母子健康運動協会が有します。

#### 被保険者 (ご加入者)

一般社団法人日本母子健康運動協会 会員様

### 保険金をお支払する場合

- ①インストラクター業務遂行中に受講者にケガをさせてしまった。
- ②インストラクター業務遂行中に通行人にケガをさせてしまった。
- ③インストラクター業務遂行中に他人の物を壊してしまった。

### 支払限度額 (保険金額) ・ 免責金額

	支払限度額 (保険金額)	免責金額
対人・対物共通(1名/1事故)	1億円	0円

代理店 : 有限会社 リンクコンサルティング  
(住所) 〒247-0056 神奈川県鎌倉市大船1-12-10 湘南第5ビル  
(TEL) 0467-41-4335 (受付: 平日・休日 9:00~18:00)

引受保険会社 : 東京海上日動火災保険株式会社  
担当支社 : 神奈川支店 湘南支社  
(住所) 〒251-0052 神奈川県藤沢市藤沢496 藤沢森井ビル3階  
(TEL) 0466-25-4762 (受付: 平日 9:00~17:00)

## お支払いの対象となる損害

この保険では、被保険者が負担する次の損害に対して保険金をお支払いします。

①法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※被害者への支出前に引受保険会社の同意が必要です。
②争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等(訴訟に限らず調停・示談なども含まれます。)
③緊急措置費用	事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用
④損害防止軽減費用	対人・対物事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続きまたは既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した必要・有益な費用
⑤協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

保険金のお支払い方法は次のとおりです。

上記①の損害賠償金については、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

上記②～⑤の費用は、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります(支払限度額は適用されません。)  
。ただし、上記②の争訟費用については、「①損害賠償金 > 支払限度額」となる場合に限り、「支払限度額 ÷ ①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

## 保険金をお支払いできない主な場合

この保険は、次の事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払できません。

※ここでは、主な場合のみを記載しております。詳細は保険約款でご確認ください。

- ・建物外部から内部への雨、雪等の侵入または吹き込み
- ・施設の修理、改造、取壊し等の工事
- ・自動車、原動機付自転車、航空機または昇降機(貨物専用のを除きます)の所有、使用または管理
- ・施設外にある船、車両(自転車等人力によるものを除きます)または動物の所有、使用または管理
- ・販売した商品、飲食物を原因とする食中毒その他の事故
- ・仕事の終了または引き渡し後、その仕事に欠陥があったため生じた事故
- ・石綿(アスベスト)、石綿の代替物質等の発ガン性その他の有害な特性に起因する事故
- ・汚染物質の排出・流出・いつ出または漏出(ただし、排出等が不測かつ突発的かつ急激で、所定の期間内に発見・通知された場合はお支払の対象となります。)
- ・医療行為等法令により特定の有資格者以外行うことが禁じられている行為
- ・保険契約者、被保険者の故意
- ・戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議および地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ・他人との特別の約定によって加重された賠償責任
- ・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊
- ・被保険者の同居の親族に対する賠償責任
- ・被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体障害(死亡を含みます。)
- ・排水または排気(煙をふくみます) 等